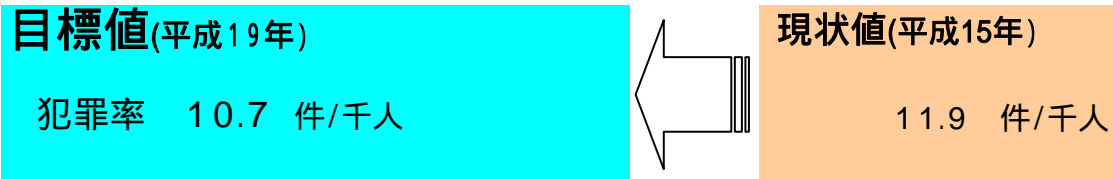


施策 (- 1 - 4) 日本一治安の良い地域社会の実現 **優先施策16**

目的

県民が安心して暮らせる日本一治安の良い地域社会を実現するため、凶悪化、組織化、国際化する犯罪への対策強化と、県民の自主防犯活動と連携し地域に密着した警察活動の推進に取り組みます。

成果指標と目標値



犯罪率は、人口千人当たりの刑法犯認知件数です。目標値は、日本一犯罪率の低い島根をめざした平成25年の目標値「9.1件/千人」（平成15年都道府県別犯罪率の全国最低値）より設定しました。

現状と課題

全国における刑法犯認知件数は平成14年に過去最悪の記録となり、島根県においても平成15年に刑法犯認知件数が9,217件となり昭和26年以降最悪を記録し、治安の悪化が深刻になっています。（図表1参照）

この背景には、人々の規範意識の低下、都市化に伴う地域連帯感の希薄化、情報化の進展、高速交通網の整備による生活圏の拡大などが考えられます。

刑法犯の種別では、窃盗犯が約8割を占め、「自転車盗」「車上ねらい」などの街頭犯罪が上位を占めています。また、侵入強盗や性的犯罪などの重要犯罪や、近年では来日外国人犯罪や銃器・薬物犯罪など新たな組織犯罪も発生するなど、県民が不安を感じる犯罪が増加しており、犯罪の未然防止に緊急に取り組む必要があります。

被害者では、年齢にかかわらず県民が犯罪に巻き込まれる状況にあります。近年、家族の交通事故等を装い、指定口座への振込みを請求する“振り込め詐欺”が県内でも発生しています。（図表2参照）

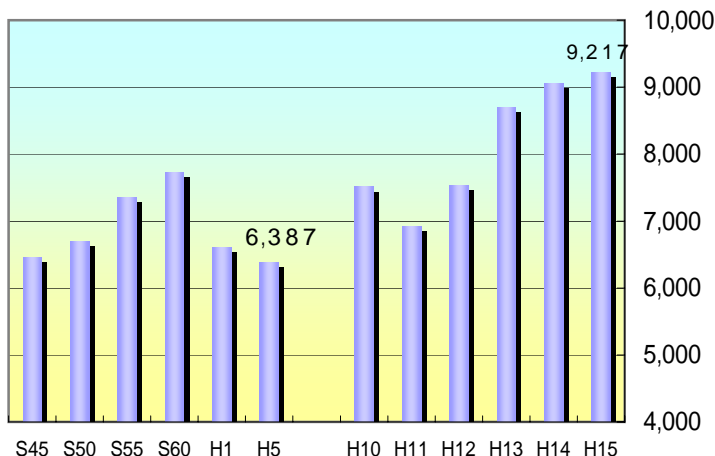
良好な治安は、警察の活動のみによって保たれるものではなく、「自らの安全は自らで守る」という県民の地域に根ざした活動が重要となっています。県民に向けて積極的に情報発信を行い、防犯、暴力追放等さまざまな分野で県民との協働活動を推進していくことが求められています。

目的を達成するための主な基本事務事業

主な事務事業

事業名	概要
<p>地域に密着した安全諸活動の推進</p> <p>〔担当課〕警察本部地域課 総務課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>交番・駐在所を中心としたパトロールを強化し、地域住民との情報交換を進め、地域に密着した活動を推進します。</p> <p>パトロール活動強化事業 地域住民の要望把握事業 空き交番対策事業</p>
<p>県民の身近な不安を解消する活動の推進</p> <p>〔担当課〕警察本部生活安全企画課 生活保安課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>街頭犯罪、ストーカー・DV事犯 1 ハイテク犯罪 2 等の未然防止を図り、捜査力を強化します。</p> <p>1 配偶者等からの暴力 ドメスティック・イェルス 2 コピユタ技術や電気通信技術を悪用した犯罪</p> <p>身近な犯罪対策事業 ストーカー・DV対策事業 サイバー犯罪対策事業</p>
<p>重要犯罪等対策の推進</p> <p>〔担当課〕警察本部捜査第一課 捜査第二課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>凶悪犯罪、来日外国人犯罪、暴力団犯罪及び銃器・薬物犯罪等の未然防止を図り、捜査力を強化します。</p> <p>凶悪犯罪等対策事業 来日外国人犯罪対策事業 暴力団対策事業 銃器・薬物犯罪対策事業</p>
<p>犯罪被害者対策の推進</p> <p>〔担当課〕警察本部警務課 生活安全企画課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>被害者のための相談・支援体制を整備し、被害者の視点に立った支援活動を行います。</p> <p>犯罪被害者対策事業 警察安全相談事業</p>

図表1 年間刑法犯発生件数



資料：県警察本部調べ

図表2 犯罪被害者の年齢構成

